

監査公表第4号（令和5年5月26日、県公報第400号登載）
令和4年9月28日から令和4年12月15日実施
随時監査（2次分・3次分）の結果に基づく措置通知（令和4年度）

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和5年2月13日4監総第648号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月26日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
福岡県監査委員職務執行者	大島道人

5 社活第 1 2 8 号
令和 5 年 4 月 2 6 日

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 大 島 道 人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 5 年 2 月 13 日 4 監総第 648 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部 文化振興課	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。	<p>支給過大となっていた時間外勤務手当については、時間外勤務実績を修正し、当該職員から返納させた。</p> <p>所属長は、所属職員に対し、時間外勤務の適正な運用について改めて指導し、特に管理監督者に対しては、時間外勤務における事前命令・事後確認の徹底はもとより、業務内容や進捗状況を確実に把握することを指示した。</p> <p>また、朝一番に登庁した職員に執務室の開錠時刻を、最後に退庁する職員に施錠時刻をそれぞれ記録させ、課長補佐が時間外勤務実績と照合することにより再発防止を図ることとした。</p> <p>部としても、部内全所属長に対し、時間外勤務の適正な管理に係る部長通知を発出し、部で作成したパンフレットを活用した基本的事項の再確認、事前命令及び事後確認の徹底、各所属における執務室開錠・施錠時刻の記録、管理監督者による業務内容の把握や進捗管理等、適切なマネジメントの実施について指示した。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	<p>時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。</p>	<p>支給過大となっていた時間外勤務手当については、時間外勤務実績を修正し、当該職員から返納させた。</p> <p>所属長は、管理監督者に対し、時間外勤務における事前命令・事後確認の徹底はもとより、業務内容や進捗状況を確実に把握することを指示した。</p> <p>今後、時間外勤務を行った場合は、時間外勤務終了後、当日中に時間外勤務実績の庶務事務システム入力を行わせ、事後確認者及び直接監督者は、時間外勤務日の翌日に、対象職員に業務の進捗状況及び終了時刻を確認した上で決裁することとした。</p> <p>また、朝一番に登庁した職員に執務室の開錠時刻を、最後に退庁する職員に施錠時刻をそれぞれ記録させ、課長補佐が時間外勤務実績と照合することにより再発防止を図ることとした。</p> <p>部としても、部内全所属長に対し、時間外勤務の適正な管理に係る部長通知を発出し、部で作成したパンフレットを活用した基本的事項の再確認、事前命令及び事後確認の徹底、各所属における執務室開錠・施錠時刻の記録、管理監督者による業務内容の把握や進捗管理等、適切なマネジメントの実施について指示した。</p>
	<p>いったん交付され、使用せず返却すべきであったタクシーチケットについて、所在不明となっていた。</p>	<p>所属長は、タクシーチケット管理簿に、未使用チケットは直ちに返却するよう注意書きを掲載し、課内職員に周知することにより、再発防止を図ることとした。</p> <p>出納員は、支払事務の際、タクシーチケット管理簿とチケット現物について照合し、所在不明のチケットがないか確認することとした。</p> <p>部としても、部内全所属長に対し、再度同様の事案が発生しないよう注意喚起を行うとともに、適切な事務処理の徹底について指示した。</p>

5 農政第 1 3 6 号
令和 5 年 4 月 2 5 日

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿
同 世 利 洋 介 殿
同 森 行 一 殿
同 大 島 道 人 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 5 年 2 月 13 日 4 監総第 648 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対 象 機 関	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 中央家畜保健 衛生所	領収証紙により徴収した家畜検査手数料について、領収証紙納付書の紙面と証紙の彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。	所属長は、所属職員に対し、領収証紙による手数料徴収時の消印処理を確実にを行うよう指示し、再発防止を図ることとした。 出納員は、新たに作成した領収証紙消印等点検表を活用し、庶務担当者、出納員及び副所長による確認を徹底することとした。 部としても、全所属長に対し、指摘事項等一覧表を添付した主管課長通知を发出し、リスク対応シートの整備・活用による適正な事務処理を徹底させることとした。